

外務省行政文書管理規則細則第6条第6項に関し、軽微かつ明白な誤りに係る修正のための決裁に関する手続を以下のとおり定める。

平成30年9月3日

総括文書管理者（官房長） 下川 眞樹太

○総括文書管理者決定

客観的に明白な計算違い、誤記、誤植又は脱字など軽微かつ明白な誤りを修正するための決裁文書については、文書管理システムの「同報」機能の活用や通報を行うことにより、合議者並びに決裁者のうち、最終決裁者、総括文書管理者、副総括文書管理者、当該決裁を主管する文書管理者及び文書取扱責任者を除く決裁者の決裁を省略することができる。

(了)